

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のおしらせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年10月11日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

平和資料館レイアウト変更に伴う移転等業務委託

#### (2) 主旨(目的)

平和資料館は、平和都市宣言の主旨に基づき、平和に関する資料収集や展示を通じて、戦争の悲惨さや、平和の尊さを後世に伝えていき、未来の平和を考え発信していくことを目的に開設されたものである。開館より3年が経過し、平和資料館の常設展示の内容を時系列的に配置し直すなど、見学者の利便性を考慮した内容にするため、常設展示室内のレイアウト変更を行う。

同時に、展示ケース、パネル展示用フレームなどの機材は、玉川小学校内に開設していた平和資料室から使用しているものであり、老朽化しているため新調し入れ替える。

その際、閉館はせずに常設展示室での展示品を可能な限り一時的に多目的室に移動し、レイアウト変更工事期間中でもできる限りの見学は可能な状態にする。

十分に平和資料館の設置目的及び意向を理解し、その都度柔軟に対応し、滞りなく新規レイアウトの設営計画の立案から必要什器の調達、設営、移設、既存品の撤去までを実施できる事業者へ委託するものである。

#### (3) 業務内容(詳細は、別紙「仕様書(案)」参照)

レイアウト図面案、会場設営計画案の作成(会場現場確認を含む)

工程表の作成及び提出

展示用什器・フレーム、必要物品の調達又は製作及び設置

会場設営、移設ほか

#### (4) 契約期間

平成30年12月上旬(予定)から平成31年2月28日(木)まで

#### (5) 作業日程(予定)

平成30年12月17日(月)から平成31年2月28日(木)まで

#### (6) 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

### 2. 参加資格

提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。

(1) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格に登録がある者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(3) 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されていない者

(4) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者

- ( 5 ) 都道府県民税・市長村民税に滞納がない者
- ( 6 ) 会社更生法第 17 条第 1 項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続き開始申立てをしていないこと
- ( 7 ) 平成 25 年度以降、官公庁において、本業務と同種業務の（レイアウト図面作成、移転作業を含む）受託履行実績を有すること。

### 3．提案書の提出者を選定するための基準

- ( 1 ) 4 事業者以上から参加表明書の提出があった場合は、過去 5 年間の類似業務受託履行実績を点数評価して提案書の提出者を 3 事業者以内に選定する。
- ( 2 ) 提案書の内容について、評価基準に基づき提案書の審査を行う。
- ( 3 ) 提案書提出者決定・招請通知及び非招請通知は、全事業者に郵送にて通知する。
- ( 4 ) 通知日時：平成 30 年 10 月 26 日（金）

### 4．提案書を評価するための評価項目

以下の評価項目により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

- ( 1 ) 実施体制に対する事項
- ( 2 ) レイアウト変更に対する考え方
- ( 3 ) レイアウトスケジュール、打ち合わせスケジュールについて
- ( 4 ) レイアウト図面案について
- ( 5 ) 高齢者、子ども、障害者（児）に配慮したレイアウト図面案
- ( 6 ) 展示替えのしやすさ
- ( 7 ) 作業中における安全性について
- ( 8 ) 本業務に対する提案
- ( 9 ) 業務実績
- ( 10 ) 見積金額

### 5．手続き等

- ( 1 ) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - 提出期限 平成 30 年 10 月 25 日（木）16 時 45 分（必着）  
持参の場合、火曜日を除く
  - 提出場所及び方法 下記「7．担当」に同じ  
持参又は郵送（書留、または配達記録郵便）による。
- ( 2 ) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - 提出期限 平成 30 年 11 月 26 日（月）16 時 45 分（必着）まで  
持参の場合、火曜日を除く
  - 提出場所及び方法 下記「7．担当」に同じ  
持参または郵送（書留、または配達記録郵便）による。

## 6 . その他留意事項

- ( 1 ) 本件に関する説明会は実施しない。
- ( 2 ) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- ( 3 ) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとするとともに、虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。
- ( 4 ) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- ( 5 ) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- ( 6 ) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- ( 7 ) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- ( 8 ) 審査終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- ( 9 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 1 0 ) 契約保証金 免除
- ( 1 1 ) 契約書作成の要否 要
- ( 1 2 ) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- ( 1 3 ) 応募に当たり、知りえた情報については守秘義務を遵守すること。

## 7 . 担当

世田谷区人権・男女共同参画担当課 平和資料館 宮阪

住所：〒154 - 0001 世田谷区池尻1 - 52 - 27 世田谷公園内

連絡先：03 - 3414 - 1530 FAX：03 - 3414 - 1532

電子メールアドレス：SEA02409@mb.city.setagaya.tokyo.jp